

受講をお申し込みの方へ

本受講規約（以下「本規約」という）は、受講申込者（以下「甲」という）に対して、株式会社社会人材コミュニケーションズ（以下「乙」という）が提供する講座に関して、甲が受講を申し込み、乙がこれを提供するにあたっての甲と乙の間の契約（以下「本契約」という）の内容を規定する。

第1条（提供講座の内容）

- 1 乙は、甲に対して、甲が申し込んだプログラム（以下「本講座」という）を提供する。本講座の詳細は、乙が本講座の説明用ホームページ・別紙「受講の手引き」などで定める。
- 2 本講座の開講期間は、乙が本講座の説明用ホームページ・別紙「受講の手引き」などで定める。
- 3 本講座の開講場所は、乙が別途指定する。

第2条（受講費用）

- 1 本講座の受講費用は申込形式選択欄に記載し、かつ甲が選択した金額とする。
- 2 甲は、前項の受講費用を、原則として受講申し込み日を起算日として7日以内、もしくは受講開始する日の直前の平日15時のいずれか早い方までに、下記のいずれかの方法により支払う。

(1)銀行振込

振込先口座

さわやか信用金庫（1310） 日比谷支店（020）（普） 1 1 7 5 2 2 6

株式会社社会人材コミュニケーションズ カ) シャカジンザ コミュニケーションズ

(2)クレジットカード決済

株式会社リクルートが提供する「Airペイ オンライン決済」を利用。

- 3 諸事情を鑑みて乙が認めた場合、前項の規定に関わらず、甲は乙が新たに定めた期日までに支払いを行うことができる。

第3条（クーリング・オフ）

- 1 甲は、乙に対して、受講規約及び受講申込書の控えを交付した日を含む8日間（以下「クーリング・オフ期間」という）は、書面により無条件に本契約の申込みの撤回、又は本契約の解除（以下、本契約の申込みの撤回及び本契約の解除を総称して「クーリング・オフ」という）を行うことができる。
- 2 前条に定めるクーリング・オフの効力は、甲が乙に対してクーリング・オフを行う旨を記載した書面を発信した時に生じる。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、クーリング・オフに関する事項につき、乙が甲に対して不実のことを告げる行為をしたことにより、告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は威迫したことにより困惑したために、甲がクーリング・オフ期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、甲は、乙が経済産業省令で定めるところにより、クーリング・オフを行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができる。
- 4 甲が第1項又は前項に基づいて、クーリング・オフを行った場合の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 甲は乙に対して、損害賠償・違約金を支払う義務を負わない。
 - (2) 甲が乙に対して、受講費用の全部又は一部を支払っている場合には、乙は甲に対して、未受講（本契約の解除が受講開始日前で本講座を一度も受講していない場合も含む）部分に係る本講座の対価を全額返金する。返金に関する費用（銀行振込手数料等）は甲が負担する。
 - (3) 甲は、本講座に関して事前に乙から配布された全ての教材を乙に対して直ちに返還する。返還に関する費用は乙が負担する。

第4条（解除・返金）

1 甲又は乙の一方に以下の事由が生じた場合、相手方は催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）主務官庁より、営業許可停止、営業停止その他の行政処分を受け、若しくは信用失墜等の事由により営業が困難となったとき。

（2）第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

（3）支払停止又は破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき。

（4）手形交換所において不渡りを1回でも生じさせたとき。

（5）本契約の条項に違反したとき。

（6）前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

2 甲又は乙は、自らが前項各号の事由に該当したことを理由に相手方が本契約を解除した場合、本契約に基づいて相手方に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失する。

3 甲が第1項各号の事由に該当することを理由に、乙が本契約を解除した場合、甲は、本講座に関して事前に乙から配布された教材の内、本契約の解除時に未受講（本契約の解除が受講開始日前で本講座を一度も受講していない場合も含む。次項において同じ）部分に係る教材を乙に対して直ちに返還するものとする。

4 甲が第1項により本契約を解除した場合、乙は甲に対して既受講部分に係る受講費用を返金しないものとする。

5 甲が遅刻、早退、欠席等により本講座を受講できなかったとしても、乙はその理由如何にかかわらず受講費用を返金しないものとする。

第5条（解約・返金）

1 甲はいかなる事由を問わず本契約の一部又は全部をいつでも解約することができる。

2 甲が前項により本契約を解約した場合、甲は、本講座に関して事前に乙から配布された教材の内、本契約の解約時に未受講（本契約の解約が受講開始日前で本講座を一度も受講していない場合も含む。次項において同じ）部分に係る教材を乙に対して直ちに返還するものとする。

3 甲が第1項により本契約を解約した場合、乙は甲に対して既受講部分に係る受講費用を返金しないものとする。

第6条（講座内容の変更）

1 乙は、本講座の内容を予告なく一方的に変更する場合があります、甲は予めこれを了承する。

第7条（禁止事項）

1 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に対して、本契約の当事者たる地位及び本契約から生ずる権利義務について、承継、譲渡、担保設定、その他一切の処分を行ってはならない。

第8条（遵守事項）

1 甲は、本講座を受講するに際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）本講座の講座内容を受講対象者の私的利用の範囲で使用する。

（2）本講座の講座内容を第三者に対して、頒布、譲渡、貸与、販売、修正、使用許諾等を行わないこと。

（3）本講座内で写真撮影、録音、録画を行わないこと。

（4）乙及び乙の講師等の指示に従うこと

（5）他の受講者の迷惑になるような行為、言動等を行わないこと。

第9条（知的財産権）

1 乙が本講座を行うに際して配布した資料等（以下「本著作物等」という）についての著作権、商標権その他の知的財産権（以下「著作権等」という）は全て乙に帰属する。

2 甲は、本著作物等を自己の責任と負担においてのみ利用することができ、乙の事前の承諾を得ることなく、本著作物等について次の各号に定める行為を行ってはならない。

- （1）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- （2）引用の範囲を超えて、本著作物等の内容を利用する行為
- （3）本著作物等の内容をインターネットを通じて公衆に送信する行為
- （4）その他、乙又は乙の講師の本著作物等についての著作権等を侵害する行為

第10条（個人情報の取扱い）

乙は甲から提供された個人情報（以下「本個人情報」という）を以下の指針に基づいて取り扱うものとする。

1 乙は、本個人情報を厳重に管理・保管する。

2 乙は、本個人情報の取扱いを乙と機密保持契約を締結した企業に委託する場合がある。この場合、乙は本個人情報を適正に管理できる企業を選定し、かつ適正な管理をするものとする。

3 乙は、法令等による場合を除いて甲及び本人の同意なしに本個人情報を第三者に開示しない。

4 乙は、本個人情報を以下の目的に限って利用するものとする。

- （1）講座等申込内容の確認、受講証の発行
- （2）講座受講対象者本人からの質問に対する対応
- （3）講座申込者、受講対象者への教材等の発送返却
- （4）各種イベントへのご案内
- （5）進路指導等への利用
- （6）個人を特定できない方法、形式による統計資料の作成

第11条（秘密保持）

1 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方に関する情報（以下「本情報」という）を秘密として取り扱うものとし、本契約の目的以外に使用せず、当該相手方の事前の書面による同意を得ない限り、第三者に開示又は遺漏しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本情報には次の各号に該当する情報は含まれないものとする。

- （1）開示を受ける際、既に保有していた情報
- （2）開示を受ける際、既に公知となっている情報
- （3）開示を受けた後、自己の責によらずして公知となった情報
- （4）開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- （5）開示された情報を利用することなく独自に開発・取得した情報
- （6）書面により事前に相手方から開示することにつき同意を得た情報
- （7）法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

第12条（損害賠償）

甲及び乙は、故意又は過失により本契約の各条項に違反し、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対して、当該損害を賠償する責めを負うものとする。

第13条（不可抗力）

地震、火災、その他のやむを得ない事情によって乙が本講座を中止、遅延等をした場合、乙は免責されるものとする。

第14条（有効期限）

- 1 本契約は、本講座の終了により終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条から第12条の規定の効力は、本契約の終了後もその効力を存続するものとする。

第15条（準拠法及び管轄）

- 1 本契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の定め解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

株式会社社会人材コミュニケーションズ

2025年6月1日改訂